

品川区商店街連合会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、商店街、商店会、商店街振興組合並びに商店街協同組合(以下「会員」と言う)の相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な指導事業を行うことにより、商店街、商店会、商店街振興組合並びに商店街協同組合に所属する商店(以下「組合員」と言う)の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、品川区商店街連合会と称する。

(地 区)

第3条 本会の地区は、東京都品川区の全区域及び目黒区並びに大田区の一部を地区とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を東京都品川区に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、本会発刊の区商連ニュース紙に掲載する。

(内 規)

第6条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は総会の議決を経て内規で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員の組織及び事業の指導並びに連絡。

- (2) 組合員の事業に関する経営の改善向上を図るための指導及び情報の提供。
- (3) 組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業。
- (4) 組合員共通の商業調整問題の対策。
- (5) 組合員のためにする売出し及び宣伝に関する共同事業。
- (6) 組合員のためにする火災共助会に関する事業。
- (7) 組合員及びその従業員のためにする生命共済に関する事業。
- (8) 組合員及びその従業員のためにする労働保険事務組合としての業務。
- (9) 組合員のためにする区内共通商品券の管理運営事業。
- (10) 地域住民と共にする環境啓発事業、及び資源リサイクル事業。

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、品川区の全区域、目黒区並びに大田区の一部を地区とする商店街、商店会、商店街振興組合並びに商店街協同組合とする。

2. 会員は、各単組の会長及び理事長をもって代表される。

(加 入)

第9条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て本会に加入することができる。前項の加入の諾否は、理事会において決する。

(議決権及び選挙権)

第10条 会員及び代議員は、各1個の議決権及び役員の選挙権を有する。

2. 会員及び代議員は、あらかじめ通知のあった事項にのみ、会員及び代議員が署名した書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、本会の会員又は、会員たる団体の役員でなければ代理人となることができない。

3. 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

4. 代理人が代理する会員及び代議員の数は、2人以内とする。

(経費の賦課)

第11条 本会は、その行う事業の費用にあてるため、会員に経費を賦課することができる。

2. 前項の経費の額及びその徴収方法その他必要な事項は総会において定める。

(脱 退)

第12条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2.前項の通知は事業年度の90日前までに、その旨を記載した書面でなければならない。

(届 出)

第13条 会員は、次の各号の一つに該当するときは、20日以内に本会に届出なければならない。

- (1) 名称又は事務所を変更したとき
- (2) 役員の変更及び住所、電話番号の変更があったとき。
- (3) 総会資料の提出。

第4章 役員、顧問、相談役及び職員

(役 員)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事20人以上24人以内
- (2) 監事2人又は3人
- (3) 役員のうち単組の会長、理事長又は単組の役員でない者については、5名を超えることはできない。
- (4) 理事のうち会長1名、副会長若干名を理事会において選任する。

(役員選挙)

第15条 役員は、会員の内から総会において選挙する。

2.会員以外の者を役員とする場合は各単組の了解推薦を得た上、総会の議決を必要とする。

3.役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

4.有効投票の多数を得た者を当選人とする。

ただし、未確定数内に同投票数の者を再選挙し有効投票多数を得た者を当選人とする。

5.第2項の規定にかかわらず、役員選挙は出席者の3分の2以上の同意があるときは指名推薦の方法によって行うことができる。

6.指名推薦の方法による被指名人の選定はその総会において選任された選考委員が行う。

7.選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の3分の2以上同意があった者を当選人とする。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事2年

(2) 監事2年

2.補欠のため選挙された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3.任期満了又は、辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員の職務を行う。

(会長、副会長、理事の職務)

第17条 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。

2.副会長は会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。

3.理事は会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。

(監事の職務)

第18条 監事は、いつでも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2.監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の報酬)

第19条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問及び相談役)

第20条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2.顧問は、学識経験のある者のうちから、又相談役は本会に多年功労のあった者のうちから、それぞれ総会の議決を経て会長が委嘱する。

(職員)

第21条 本会に、次の職員を置き、会長が任免する。

(1) 事務局長1名

(2) 事務局員若干名

- 2.職員は会長の指示を受けて、本会の事務を処理する。
- 3.前項に規定するほか、職員に関し必要な事項は、理事会において定める。

第5章 総会、理事会及び会長会

(総会の召集)

第22条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2.通常総会は、毎事業年度終了後80日以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て会長が召集する。
- 3.総会の召集は、会日の10日前までに到達するように会議の目的たる事項及び、その内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。

(総会の議決事項)

第23条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会費の額
- (2) 収支予算書及び事業計画
- (3) 収支決算書及び事業報告
- (4) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事等)

第24条 総会は、会員及び施行細則第3条に定められた代議員が出席する。

- 2.総会の議事は、会員及び代議員の半数以上が出席し、その議決権数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3.総会の議長は、会長がこれにあたる。

(特別の議決)

第25条 次の事項は、会員及び代議員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 本会の解散又は合併

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については議事録を作成し、議長及び総会において指名推薦された議事録署名人が署名しなければならない。

2.議事録には少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会日の日時及び場所
- (2) 会員数及びその出席者数
- (3) 議事の経過の要領

(理事会及び会長会)

第27条 本会に、理事会及び会長会を置く。

- 2.理事会及び会長会は会長が召集する。
- 3.理事会及び会長会の召集は、会日の5日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を発して行うものとする。
- 4.理事は、必要があると認めるときは、理事総数の3分の1以上の同意を得ていつでも会長に対し、会議の召集を請求することができる。

(理事会の議決事項)

第28条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関し重要な事項

(理事会の議事等)

第29条 理事会においては、会長がその議長となる。

- 2.理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事録については、第26条(総会の議事録)の規定を準用する。

(執行部会・委員会)

第31条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として執行部会・委員会を置くことができる。

- 2.委員の選定は、会員の内から会長が選任する。

第6章 管 理

第32条 会長は、規約、会員名簿、総会及び理事会の議事録を本会の事務所

に備えて置かなければならない。

- 第33条 会長は、毎事業年度、通常総会の会日の10日前までに事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分案又は、損益処理案を監事に提出し、かつこれを本会の事務所に備えて置かなければならない。
- 2.監事は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、通常総会の会日の7日前までに、意見書を会長に提出しなければならない。
- 3.会長は、前項に規定する監事の意見書を添えて第一項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第7章 会 計

- 第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

- 第35条 本会は、職員退職金引当金として、中小企業退職金共済事業団と契約し、積立てることができる。

第8章 賛助会員

- 第36条 区内に店舗を有し、本会の主旨に賛同する者をもって賛助会員とすることができる。
- 2.賛助会員の加入及び必要な事項は理事会において定める。

(付 則)

- 1.本規約は、昭和27年7月13日（設立日）より施行する。
- 1.本規約は、平成13年4月23日一部を改正して施行する。
- 1.本規約は、平成14年5月21日一部を改正して施行する。
- 1.本規約は、平成17年5月24日一部を改正して施行する。
- 1.本規約は、平成25年5月21日一部を改正して施行する。
- 1.本規約は、令和5年5月23日一部を改正して施行する。